

移動等円滑化取組計画書

令和6年 6月28日

住 所 名古屋市港区十一屋一丁目46番地
事業者名 名古屋臨海高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 豊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

・ 当社の鉄道駅施設及び鉄道車両などハード面に関しては開業時点のバリアフリーの基準を満たしており、中期的には経年劣化による保守面からの維持管理計画を立てている。
・ 旅客支援面ではソフト面の内容を今まで以上に充実させてゆく方針である。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 鉄道駅 ・ 鉄道車両	開業時点のバリアフリー基準を鉄道駅施設、鉄道車両共に満たしており、現時点で見直す計画はない。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接客サービス等の教育及び訓練	社内訓練にて「あおなみおもてなしハンドブック」（当社作成の社員向けハンドブック）等を使い、駅係員及び運転係員に適宜教育を継続して実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降についての介助、誘導に関する教育の充実	・ サービス介助及び救命講習の資格を有する社員が講師となり、新入社員に一律の教育を実施するとともに社員への教育を行うことで、旅客施設における誘導などの体制の充実に図る。 ・ 車いす利用者への対応に関するフローの作成。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページや掲示物にて情報提供する	・ 車いす利用者向けルートや車いすスペース及び優先席への案内についてホームページ、安全報告書及び掲示物により継続して情報提供を行う。
駅及び車両設備等の更新	・ 全駅案内表示装置を発車標からモニターへ更新することで、運行情報の他、列車停止位置やお客さまへのお知らせなどさまざまな情報を利用者へ提供する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者等に関する研修教育の充実	・ 障害者差別解消法の内容、障害種別の特性等について、新入社員に一律の教育を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページや掲示物にて情報提供する	・ 「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンポスターの掲出 ・ マナーアップに関するポスターの掲出による啓発 ・ 優先席利用に関するマナーについて、ヘルプマークステッカー、列車内案内表示（多言語）及び音声案内等による啓発

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

特になし

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし	特になし	特になし

Ⅴ 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

令和6年度実施事項 ・ 港北駅、野跡駅トイレの改修（男性用、女性用、バリアフリースイートイレ） ・ ホーム車いす案内サインの更新（一部駅を除く）
--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。